

## 北海道立総合博物館協議会運営要綱（案）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、北海道立総合博物館条例（平成 26 年北海道条例第 91 号。以下「条例」という。）第 27 条の規定に基づき、北海道立総合博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

## （専門部会）

- 第 2 条 条例第 26 条第 1 項の規定により、協議会に設置する専門部会の名称及び所管する北海道立総合博物館については、別表 1 のとおりとする。
- 2 条例第 26 条第 2 項の規定により、専門部会は協議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会長は、専門部会の調査審議の結果について、協議会に報告する。

## （会議の公開）

- 第 3 条 協議会の会議は、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）第 26 条の規定に基づき、北海道立総合博物館協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 会長は協議会の会議における審議内容が北海道情報公開条例第 26 条ただし書きの規定に該当すると認める場合は、他の委員の了承を得た上で、協議会の会議を非公開とするものとする。

## （傍聴人に対する指示）

第 4 条 会長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

## （議事録等）

第 5 条 協議会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

## （庶務）

第 6 条 協議会に関する庶務は、北海道博物館において処理する。

## （雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月●日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名 称	所 管
( )	北海道博物館